

検査に関する国際基準 確認点および変更点について

WADA

International Standard for Testing
(IST) 2009

平成21年度第2回競技団体連絡会議兼
競技者支援要員向けドーピング防止研修会
(平成21年度文部科学省委託事業)



主要変更点

【通告後～検査室までの到着時間】

変更前

通告後、60分以内に
ドーピング検査室に到
着すること。

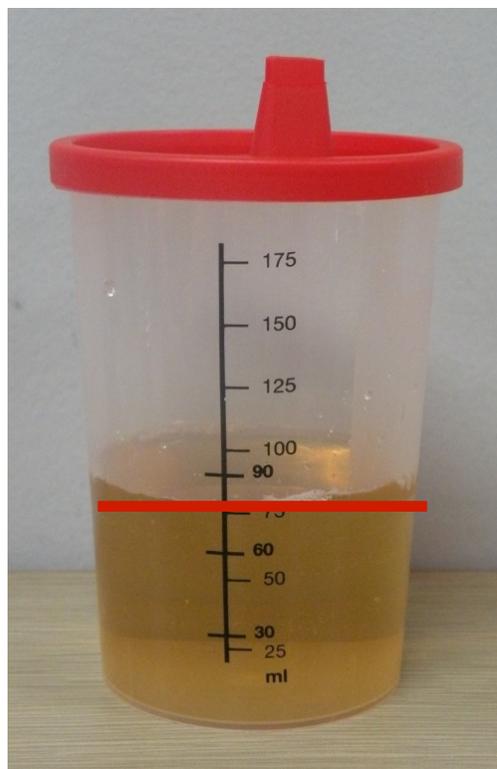
変更後

通告後、可能な限り早
急にドーピング検査室
に到着すること。

主要変更点【尿量】

変更前

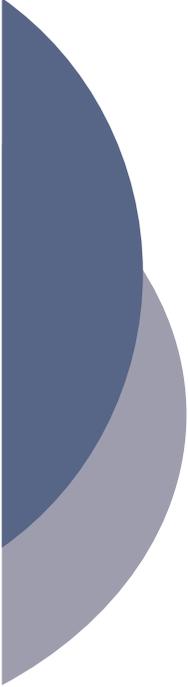
75ml



変更後

90ml





主要変更点【pH及び比重】

変更前

pH要測定

変更後

pH測定不要

変更前

比重値 1.005以上

変更後

比重値 1.005以上
(比重計測定時)

比重値 1.010以上

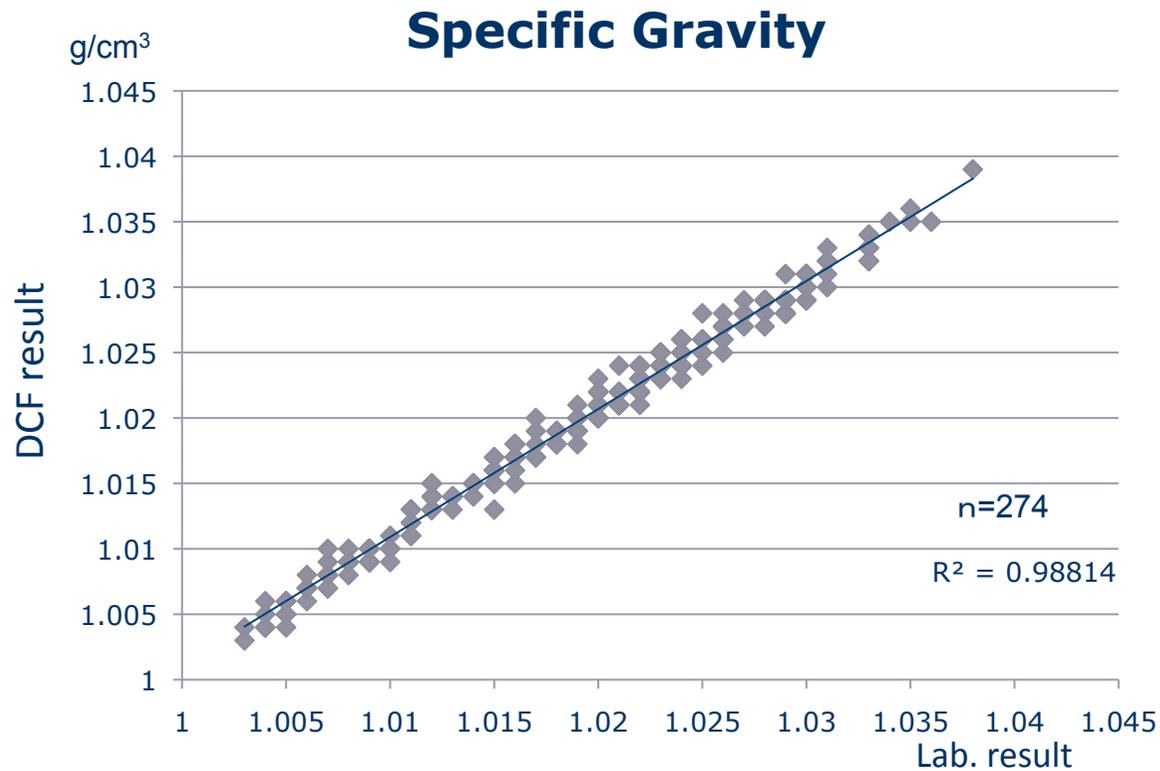
(尿スティック測定時)

比重測定【比重計】

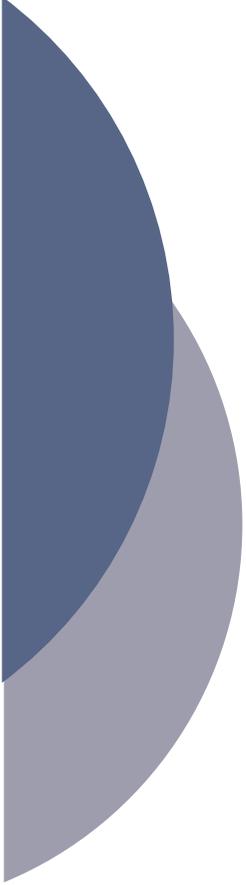


- 発送前に、比重計精度を確認
- 発送に適したケースに入れ現場へ送付
- 現場にて、キャリブレーションを実施
- 予備の比重計を含めて送付

比重計精度



現場での比重計数値と、分析機関での結果に優位な差は見られず、正確な測定が現場で行われていると言える



定義【確認】

International Standard for Testing
第3章

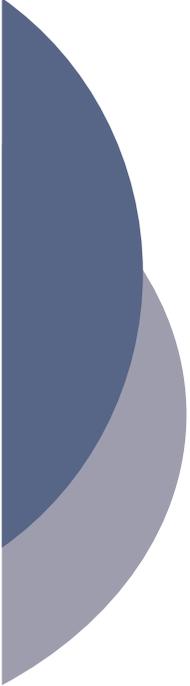


【確認】

定義 《IST第3章》 ～要約～

○ Anti-Doping Organization 【ADO】 ドーピング防止機関

- ドーピング・コントロールの過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は執行に責任を負う組織をいう。
- 具体例としては、
 - 国際オリンピック委員会【IOC】
 - 国際パラリンピック委員会【IPC】
 - その他の主要競技大会機関【OCA】
 - 世界ドーピング防止機構【WADA】
 - 国際競技連盟【IF】
 - 国内ドーピング防止機関【JADA】



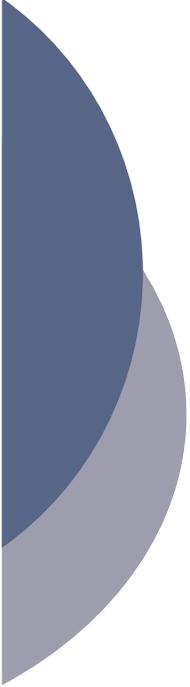
【確認】

定義 《IST第3章》 ～要約～

○ Registered Testing Pool 【RTP】

検査対象者登録リスト

- 国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関の競技会検査および競技会外検査の対象として
各国際競技連盟および国内ドーピング防止機関が別々に定めたリスト。



【確認】

定義 《IST第3章》 ～要約～

○ International-Level Athlete

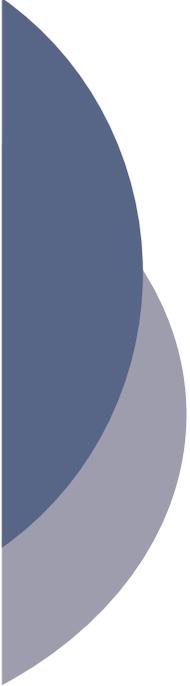
国際水準の競技者

- 国際競技連盟の検査対象者登録リスト【RTP】として、国際競技連盟により指定された競技者をいう。

○ National-Level Athlete

国内水準の競技者

- 国内ドーピング防止機関【JADA】が検査対象者登録リストに指定する競技者をいう。



【確認】

定義 《IST第3章》 ～要約～

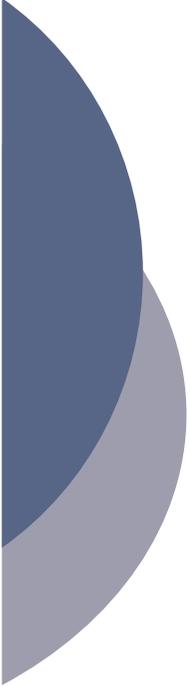
○ No Advance Notice 事前通告無し

- ドーピング・コントロールの過程のうち、競技者に**予告無しに実施**されることをいう。

《IST第5.3.1条》

例外を除き、事前通告無しが、検体採取における通告方法である。

→ **DCOから競技者への携帯電話連絡は不可**



【確認】

定義 《IST第3章》 ～要約～

○ Filing Failure

居場所情報未提出

- 競技者による正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務の不履行をいう。

○ Missed Test

検査未了

- 問題となる日について、居場所情報にて指定された60分の時間割の中で特定された場所及び時間における検査に応じることができなかった場合をいう。

○ Whereabouts Failure

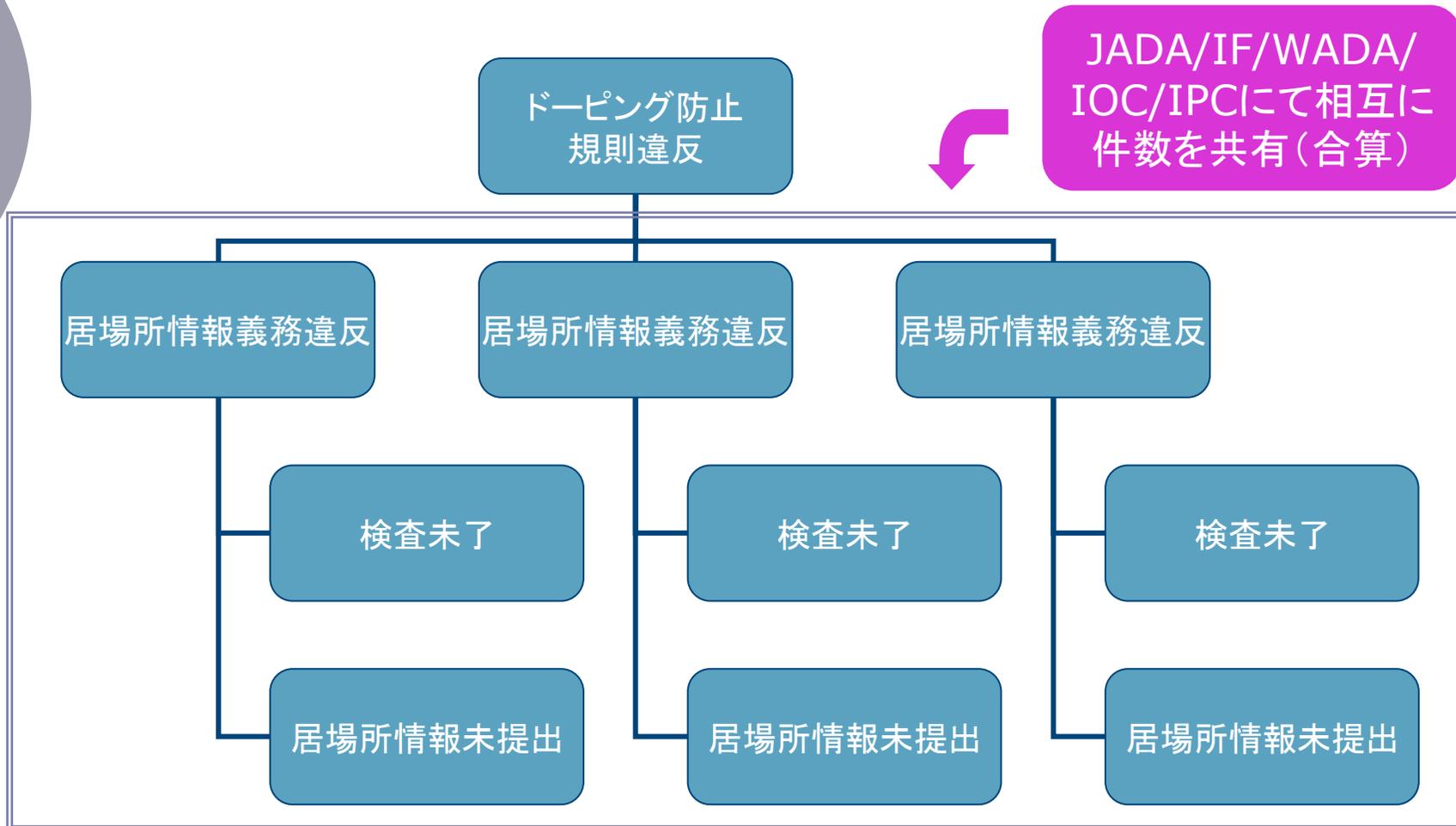
居場所情報義務違反

- 居場所情報未提出又は検査未了をいう

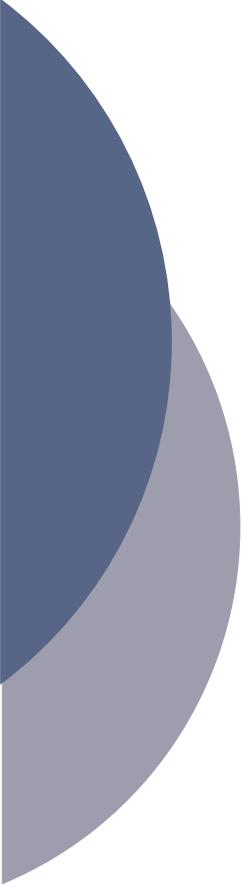
【確認】

居場所情報義務違反及びドーピング防止規則違反

《WADA Code第2条 ドーピング防止規則違反》 第2.4項



居場所情報義務違反時効:18ヶ月 / 3回の違反累積でドーピング防止規則違反



【変更】 居場所情報提出について

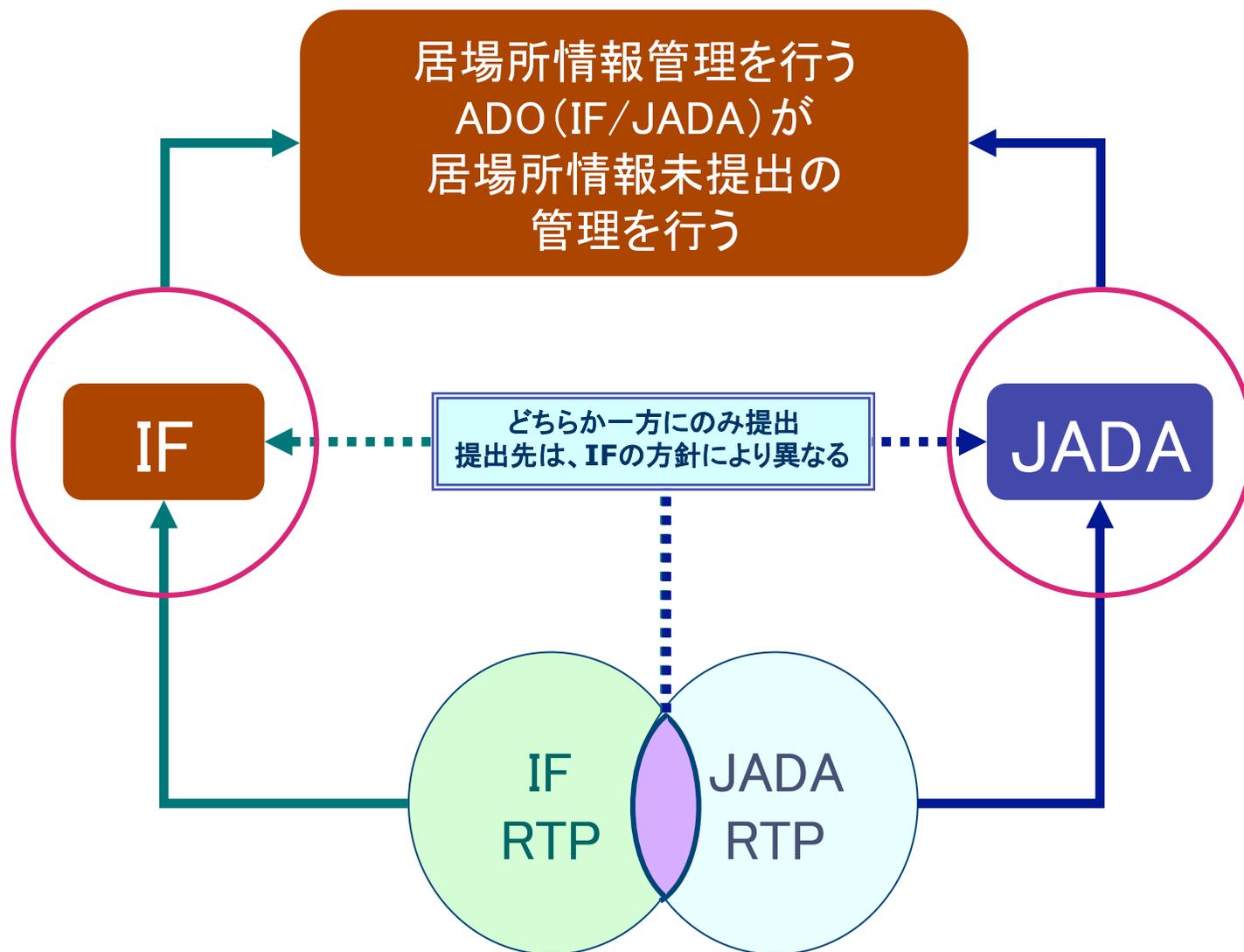
International Standard for Testing

第11章

第1条～第3条

IST第11.1.2条

居場所情報提出対象者および提出先



第11.3.2条

居場所情報提出内容 ～要約～

- 毎日の居住場所(自宅、ホテル、合宿所等)
- 日常生活の通常の時間的区分および場所の詳細(通学、通勤、定期的なトレーニング等)
- 出場予定の競技会名、場所、競技会日程等
- 毎日、DCOが競技者に到達可能で、かつ検査に対応可能な60分間の時間と場所の指定
- 午前6時から午後11時までの間の60分間



この60分の時間枠に対する競技会外検査のみが検査未了対象となる



居場所情報更新方法 (提出先への更新が必要)

JADAのRTP対象者の場合 《IFはIF毎に異なる》

- ADAMS
- FAX
- E-mail 《PC・携帯メール可》
ADAMSに事前に登録しているメールアドレスからの変更のみ受付《複数登録可》
- 電話(留守番電話への録音)
緊急な場合に限り、電話での更新が可能

電話での 居場所情報更新

- 氏名
- 競技種目
- ADAMS登録電話番号
- 変更前の居場所情報
- 変更後の日時、住所、及び施設名などの情報
- 60分の時間枠を変更する場合には、時間枠の指定

※対象競技者には既に通知済み

J A D A 居場所情報更新ダイヤル



03-3906-3031

【使用条件】

- ◆ 提出済みの情報の **更新にのみ** 使用可能となる
- ◆ 提出済み情報の **72時間前～直前** までを受付
- ◆ 情報が不十分な場合には更新が認められません

→上記番号をダイヤルいたしますと、システムの録音方法のガイダンスが流れますので、ガイダンスに従い以下の情報をもれなく録音してください。

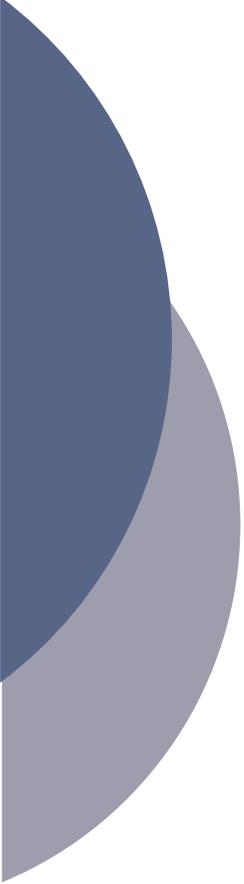
【録音必須情報】

- 1) 氏名
 - 2) 競技種目
 - 3) ADAMS登録電話番号（ADAMSのプロフィール欄へ登録されている電話番号）
 - 4) 変更前の居場所情報（日時と場所を特定できる情報）
 - 5) 変更後の日時、住所、及び施設名などの場所を特定できる情報
- ※ 60分の時間枠を更新する場合には、時間枠を指定する日時、住所、及び施設名などの居場所を特定できる情報を録音してください。

【録音例】

「水泳競技の〇〇です。登録電話番号は 090-8765-4321 です。
今日の 国立スポーツ科学センター での練習を ナショナルトレーニングセンターに 変更します。
練習時間は 19:00～21:00 で、住所は 北区西が丘3-19-4 です。
60分の検査枠は ナショナルトレーニングセンター で 19:00～20:00 でお願いたします。」





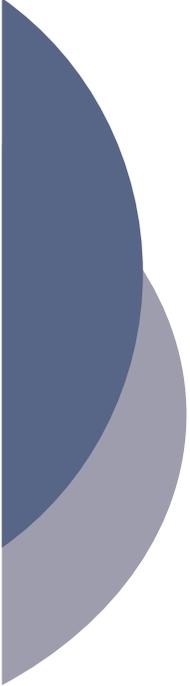
【確認】

代理人による提出・更新について

International Standard for Testing

第11章

第3条



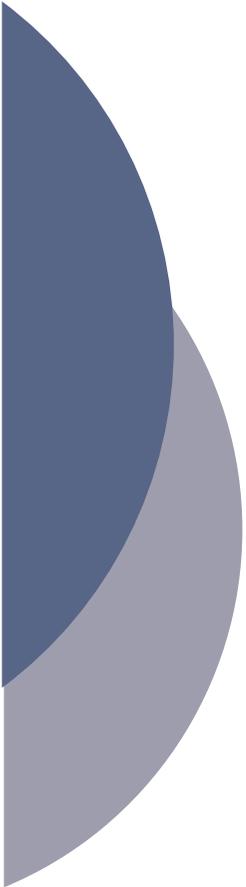
代理人による提出・更新について

○ 第11.3.6条

- 競技者は、コーチ、チームスタッフ、または国内競技連盟などが同意した場合に限り、居場所情報提出を委任することができる。

○ 第11.3.7条

- ただし、最終的責任は競技者本人にある。
- ### ○ 申請方法は、居場所情報提出先へ確認



【新規】 競技会外検査への対応について

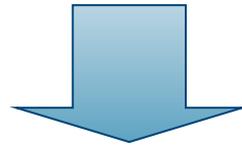
International Standard for Testing

第11章

第1項および第4項

第11.1.4条 検査への対応

- 60分の時間枠における居場所情報提出は、『時と場所を問わず検査に応じるべきである』という競技者の義務を限定するものではない。



競技会外検査は、
60分の時間枠以外にも起こる

第11.4.1条-c

居場所情報提供と検査未了の関係

60分時間枠以外の
詳細な居場所情報



60分時間枠以外での
OOCT対応が可能となる



都合により検査員と
会うことが出来なかった場合



検査未了とはならない

60分時間枠以外の
情報が乏しい場合



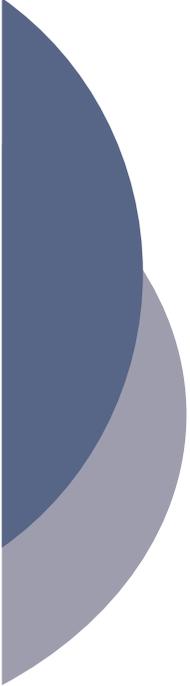
60分時間枠にて
OOCTを実施



都合により検査員と
会うことが出来なかった場合

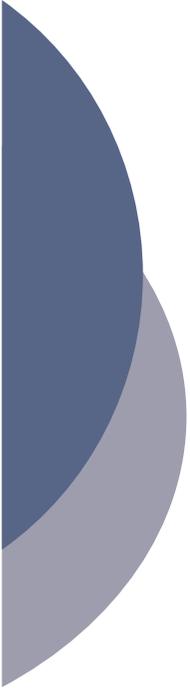


検査未了となる可能性あり



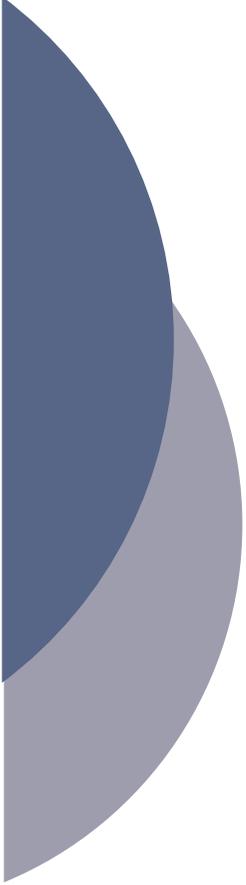
60分の時間枠を指定時の注意事項

- 早朝・深夜の自宅を指定する場合
 - 異性の検査員がメンバーに含まれている場合があるので、自宅に異性が訪問する可能性がある
 - 突然検査員が訪問するので、不審者と間違えないようにしていただきたい
 - 検査員の身元を確認していただきたい(JADA発行の顔写真付身分証明書を持参しています)



60分の時間枠を指定時の注意事項

- 警備員等を通さなければいけない施設を指定する場合
 - 検査員が訪問してくる可能性を事前に伝えておいてください
 - 実際に訪問した際に、検査員が施設に入れるような手続きを事前に詰めておいてください
 - 身分証明書等を確認してください



居場所情報義務違反と ドーピング防止規則違反

International Standard for Testing

第11章

第6条

居場所情報義務違反確定までの流れ



競技者へ
通知



JADAへ
説明



返信内容の
審査後、
競技者へ
結果通知



最終確定
WADAや
IFへも通知



再審査



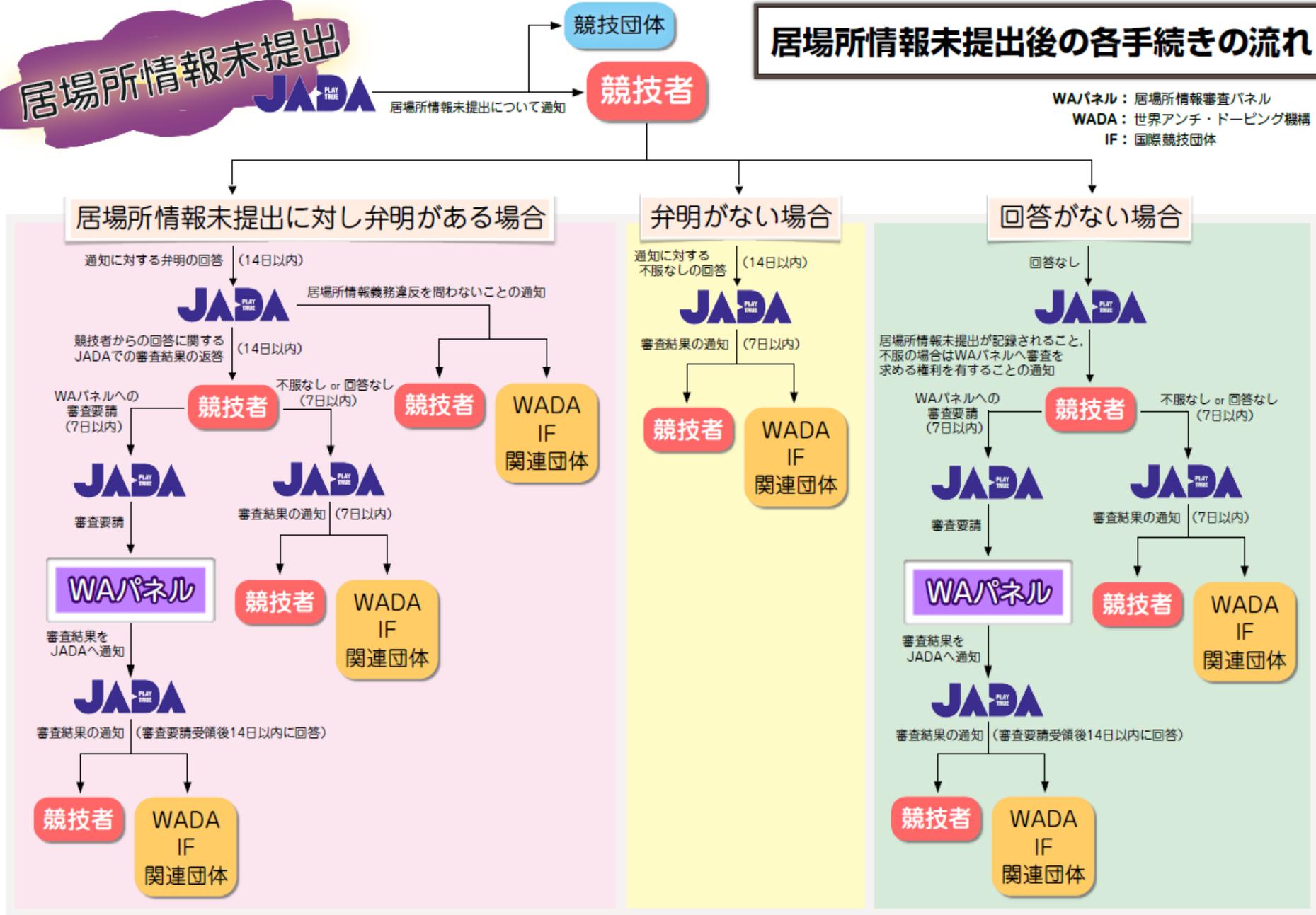
再審査の
要求可能



居場所情報未提出

居場所情報未提出後の各手続きの流れ

WAパネル：居場所情報審査パネル
 WADA：世界アンチ・ドーピング機構
 IF：国際競技団体



※ 居場所情報未提出、並びに検査未了が18ヶ月に3度目の場合は聴聞会に関する通知が追って発送されます

検査未了

DCO

レポート

JADA

検査未了について通知

競技団体

競技者

検査未了後の各手続きの流れ

WAパネル：居場所情報審査パネル
WADA：世界アンチ・ドーピング機構
IF：国際競技団体

検査未了に対し弁明がある場合

通知に対する弁明の回答 (14日以内)

JADA

居場所情報義務違反を問わないことのお知らせ

競技者からの回答に関する JADAでの審査結果の返答 (14日以内)

WAパネルへの
審査要請
(7日以内)

JADA

審査要請

審査結果を
JADAへ通知

JADA

審査結果の通知 (審査要請受領後14日以内に回答)

競技者

WADA
IF
関連団体

競技者

不服なし or 回答なし
(7日以内)

JADA

審査結果の通知 (7日以内)

競技者

WADA
IF
関連団体

競技者

WADA
IF
関連団体

弁明がない場合

通知に対する
不服なしの回答 (14日以内)

JADA

審査結果の通知 (7日以内)

競技者

WADA
IF
関連団体

回答がない場合

回答なし

JADA

検査未了が記録されること、
不服の場合はWAパネルへ審査を
求める権利を有することの通知

WAパネルへの
審査要請
(7日以内)

JADA

審査要請

審査結果を
JADAへ通知

JADA

審査結果の通知 (審査要請受領後14日以内に回答)

競技者

WADA
IF
関連団体

競技者

不服なし or 回答なし
(7日以内)

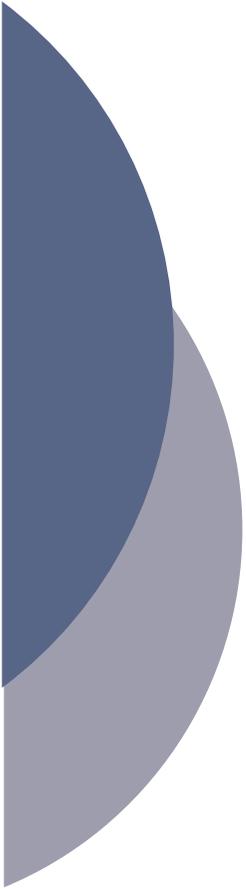
JADA

審査結果の通知 (7日以内)

競技者

WADA
IF
関連団体

※ 居場所情報未提出、並びに検査未了が18ヶ月に3度目の場合は聴聞会に関する通知が追って発送されます



PLAY **T**TRUE